

二二 歌会始の儀、講書始の儀

皇室事項

平成二十一年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

一 平成二十一年歌会始のお題

「生」と定められました。

(注) お題は「生」ですが、「生」の文字を使用していれば

「一 生」のように「しやう(しょう)」と読んで

も、例えば「生く」、「生きる」、「生む」、「生ぶ」

のように訓読しても差し支えありません。

二 詠進歌の詠進要領

(一) 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

(二) 書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください(書式図参照)。

無職の場合は、「無職」と書いてください(以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください)。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

(三) 用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し支えありません。

(四) 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。

ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三 注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

(一) お題を詠み込んでいない場合

(二) 一人で二首以上詠進した場合

(三) 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

(四) 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

(五) 二の(四)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆

